第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

みんなで考え、助け合い、
誰もが人生を輝かせることが
できるまち

本市においては、市中心部等の市街地で人口流入に伴う都市化が進む一方で、周辺地域の過疎化が進行してきました。また、価値観の多様化やライフスタイルの変化等による地域コミュニティの希薄化と地域活動を運営する担い手の減少が進展し、地域を維持していくことへの大きな課題となっています。

これまで、本市では平成 26 年に策定された東広島市地域福祉計画（第２次）の「地域でつむぐ絆と支え合い」を基本理念に、多くの地域住民がお互いに支えられて地域生活を送っていると実感できる地域づくりに取り組んできました。

これからは、住み慣れた地域で個人が尊重され、生きいきと暮らせるよう共に助け合える地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を図り、地域共生社会を実現するため、第３次となる本計画においては、本市の目指す地域福祉の基本理念を「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」とします。

本市においては、大学や研究機関が集積し、多くの研究者や学生が暮らしています。さらに、約 8,000 人の外国人も暮らす国際性豊かなまちになっており、多様な人材に溢れています。

この基本理念では、東広島市に関わる全ての人がそれぞれの能力を発揮して地域福祉を推進することを目指しています。また、「誰もが人生を輝かせる」としたのは、高齢者、障害者、外国人等全ての市民が、自分の願う人生を実現できることを願ったものです。

今後も引き続き、地域を代表する組織である住民自治協議会をはじめ、各種団体等がより一層連携を深め、地域が主体の活動が育まれることを目指し、お互いに助け合い、支え合うことで、日常の課題を解決する力（＝“地域の福祉力”）が高まることを期待するものです。

2　基本目標

基本理念“みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち”の実現に向けて、先にみた４つの視点からの課題等を踏まえ、次の４つの基本目標を設定します。基本目標１～４は以下のような関係でつながっています。

■基本目標１～４の関係とつながり■

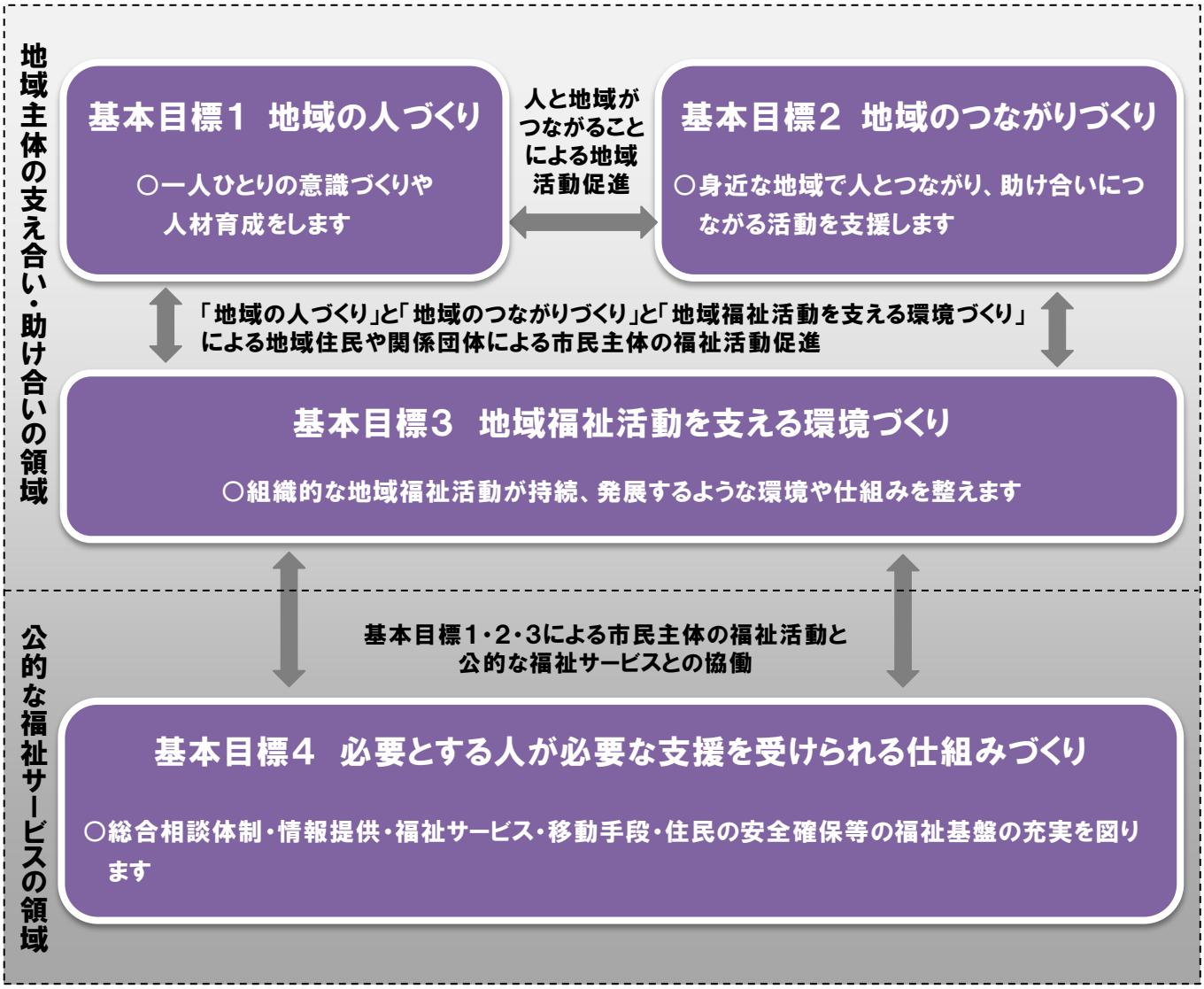

基本目標１　地域の人づくり

○　子どもから大人まで、あらゆる世代が助け合いや支え合いの心を培っていけるよう、家庭、地域、学校、職場等で各ライフステージを通じた福祉教育を行います。また、認知症・障害に関する理解促進、コミュニケーション支援等のため、地域住民向けの講座やセミナーの充実を図るとともに、人権教育を含めた権利擁護を推進します。

○　これまであまり地域福祉活動に参加してこなかった人が、地域福祉活動に関心を持ち、まずは気軽に参加することができるよう、様々な活動機会の創出や多くの人が参加できる仕組みづくりに取り組みます。

○　住民相互の助け合いや支え合い等の地域活動が、今後ますます発展していくよう、地域活動のリーダーを育成・支援します。

○　重点プロジェクトとして、地域活動の中心的な担い手となる人が減少し、特定の人が様々な活動に参加せざるを得ない状況の中、特定の人へ負担が集中しないよう、地域の担い手を多くの人が支えることができるような仕組みや新たな担い手について検討します。

基本目標２　地域のつながりづくり

○　家族のつながりや近所付き合いが希薄化する中で、あらゆる世代の人が孤立せず人や社会とつながりを持つことができるよう、それぞれのニーズに合った居場所づくりを推進します。

○　隣近所で支え合い助け合う「おたがいさま」の人間関係を基礎とした、日常的な声かけや見守り、ちょっとした手助けといった地域の支え合い活動を支援します。

○　一人暮らしの高齢者や障害者等、災害時に自力で避難することが難しい方が安全に避難することができるよう、地域のつながり、助け合いによる避難支援の体制づくりを進めます。また、災害後の被災者支援のためのボランティア活動を促進します。

○　重点プロジェクトとして、特定の地域や団体で行われている先進的な地域の支え合いの活動が、多くの地域に広がっていくよう、情報発信に努めます。また、生きづらさを感じている人や人づきあいが苦手な人でも気軽に立ち寄り、新しい出会いができるような、誰もが立ち寄れる居場所づくりを推進します。

基本目標３　地域福祉活動を支える環境づくり

○　住民自治協議会による地域特性を生かした地域福祉活動が持続、発展するよう支

援します。

○　地域福祉活動の中心となる社協をはじめ、ＮＰＯ等の各種団体や、民生委員児童委員等を育成・支援し、地域福祉の向上に努めます。また、各種団体や民生委員児童委員等と連携し、地域活動やボランティア活動に関する情報収集・提供に努めるとともに、団体間の交流、連携が充実できるよう支援します。

○　福祉センターや地域センター等地域活動の拠点となる施設が、誰もが集い活動しやすくなるよう、施設の維持管理・利用促進を図ります。

○　重点プロジェクトとして、何らかの生活課題を抱え、自ら支援を求めることができない人の早期発見、また、地域の課題発見や情報共有等のため、住民同士のコミュニケーション、地域の支援者や関係機関とのネットワークの強化、民間事業者等の活動とのマッチング等をしながら、それぞれの地域に合った手法でコーディネートしていきます。

基本目標４　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

○　必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、利用者目線の情報発信に努めます。また、地域福祉に関わる様々な主体が、地域福祉に関する情報やそれぞれの活動状況を知ることができるよう「見える化」を意識した広報について検討します。

○　誰もが自立して地域で生活できるよう、様々な要因で生活困窮に陥っている方や陥る可能性のある方を早期に発見し、本人の意思を尊重しながらニーズにあった支援を行います。

○　「高齢になっても住み慣れた地域で、自立した生活を最期まで送ることができる」という地域包括ケアの理念を深化させ、高齢者のみならず、障害者や子ども、子育て世帯等が地域において自分らしく活躍できるよう、地域と共に考え、また、地域住民による支え合い活動と連動させながら、必要な公的支援を充実させていきます。また、複雑化、多様化した福祉ニーズや社会構造の変化に対応できるよう、ICT や IOT を活用した福祉サービスの提供に向けた取組みを進めます。

○　市域の広い本市においては、住民の交通手段の確保が重要な課題です。高齢者や障害者等、誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、移動手段の確保に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

○　重点プロジェクトとして、育児や介護、貧困等複合化・複雑化した課題を抱える方や、制度の狭間で既存の福祉サービスだけでは支援が行き届かない方について、地域や多機関で連携し包括的に受け止め支援できるよう、総合相談支援体制の充実を図ります。

3　施策の体系

基本理念・基本目標に即して、各論で展開する取組みの体系は以下のとおりです。

〔基本理念〕

みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち

〔基本目標〕　〔取組みの基本方針〕

1　地域の人づくり

【重点プロジェクト】
新たな担い手の育成、支援

- (1)子どもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出
- (2)地域で活動できるきっかけづくりの推進
- (3)地域で活躍できる担い手の育成

2　地域のつながりづくり

【重点プロジェクト】
インフォーマルな助け合いの促進と誰もが立ち寄れる居場所づくり

- (1)市民が参加できる様々な居場所づくりの推進
- (2)日常的な地域の支え合いの促進
- (3)災害時の避難支援を通じた助け合いの促進

3　地域福祉活動を支える環境づくり

【重点プロジェクト】
地域の困りごとをキャッチするアンテナの強化・拡大

- (1)住民自治協議会を主体とした協働のまちづくりの推進
- (2)福祉団体、民生委員等の活動の育成、支援
- (3)誰もが集い、活動しやすい拠点づくり

4　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

【重点プロジェクト】
地域連携・庁内連携の強化

- (1)わかりやすさを重視した福祉情報の発信
- (2)市民生活を支えるセーフティネットの充実
- (3)高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの深化、充実
- (4)誰もが安心して外出できるバリアのないまちづくり